

第161回評議員会（平成24年5月28日開催）と、第241回理事会（平成24年5月30日開催）において、平成23年度宮城県社会福祉協議会の事業報告及び収支決算が承認されましたので、その概要を報告します。

なお、詳細は本会ホームページ（<http://www.miyagi-sfk.net/>）でも公表しています。

## ◆はじめに◆

平成23年度事業計画に基づく事務事業について、宮城県社会福祉協議会は地域福祉推進の中核機関として、経営理念である『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指し、市（区）町村社会福祉協議会ははじめ、福祉諸団体との連携により展開することとしていました。

しかし、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、特に沿岸部の市町は、その後の巨大津波により家屋の流失など壊滅的な被害を受け、多くの住民が避難所生活を余儀なくされたほか、多数の死者や行方不明者が出るなど、誰もが予想しなかった未曾有の大災害となりました。

県社協は災害時における被災地支援として、宮城県、みやぎ災害救援ボランティアセンターとの協定に基づき、県災害ボランティアセンター（県災害VC）を設置し、被災住民などの救援活動を実施している市町村社協が運営する災害ボランティアセンター（市町災害VC）の運営支援を最優先に活動を行いました。

今回の大震災の被害は極めて甚大で、その範囲も広域に及ぶため、仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の支援やその復興を担う被災地の市町災害（復興）VCへの長期的な支援を予想し、県社協の事業計画について3月に会長の専決処分を行い、5月の理事会で報告しました。更に平成23年度事業計画の経営方針に『大震災に伴い、地域福祉推進の観点から被災地への救援活動支援を展開します』を追加変更し、4月以降も関係諸団体と連携・協働により、被災地への支援を行っています。

そうした中で、法人事務局における事務事業については、大震災による被災地協協などへの復興支援に伴い、一部事業規模の縮小や実施期間の変更などはあるものの基本的には計画に沿って実施することができました。

また、施設・事業所の運営については、大震災により建物などに一部被害がありました。利用者及び職員にはほとんど被害はなく、利用者などのニーズを尊重した支援を基本に事務事業を実施し、適正な運営に努めています。

平成22年度事業報告及び収支決算については、5月開催の評議員会、理事会において審議し承認されています。また、平成23年度は法人の役員体制の改選時期に当たするため6月1日に理事会を開催し、会長、副会長などが再任され、引き続き執行役員として任務しています。

また、平成23年度の会費徴収については、県社協会員会費規程第6条の規定に基づき、会員の申請により大震災における被害程度に応じて、会費を全額又は半額免除する特例措置を講じました。

## ◆東日本大震災への対応◆

被災地への復旧・復興に向けた支援概要としては、県社協が中心の県災害VCの運営では、広域的かつ長期的な支援に限界があることから、NPO、NGO、関係諸団体との協働型として効果的、効率的に推進できる体制とし、県内内陸部市町村社協をはじめ、全社協及び北海道・東北、近畿、中国・四国ブロック社協の職員などの応援を得ながら、組織的に8月末まで被災地の市町災害VCの運営支援を実施しています。

その後は、全社協を通してのブロック社協の組

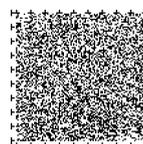
織的な支援については終了し、ブロック社協職員の支援は、被災地の市町村社協の要請に基づいて個別に対応することで継続的に3月末まで派遣支援を受けています。

県社協においても8月以降は、被災地のニーズがボランティア活動支援から被災住民の仮設住宅などへの移転に伴い、生活支援へとシフトしていることを考慮し、県災害VCの機能を維持しつつも、名称を「県災害・被災地社協等復興支援VC」に改め、仮設住宅などで生活する被災住民や被災した社協の自立・復興に向けた支援を県内市町村社協や関係諸団体などとの連携協働により、組織的に継続的に3月末まで実施しました。

その間、大震災で被災した世帯を対象に生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付の申し込み受付を3月27日から5月10日まで実施し、7月25日から生活復興支援資金などの相談受付を開始し貸付を実施しています。

また、県社協が運営する施設・事業所ではセーフティネット機能として、大震災により被災した住宅の高齢者や障害者などを当該施設で受け入れ、そのニーズに合わせて支援を行いました。

しかし、被災地の現況は被災状況により復旧・復興状況は様々ではありませんが、県社協としては被災地の地域コミュニティの再構築や事務所を喪失した市町村社協の再生などにはまだまだ時間を要する現状を踏まえて、平成24年度は『震災復興支援局』を新設し、被災地の市町村社協や被災住民などの自立・復興に向けて取り組むこととしています。



## ◆主な事務事業の概要◆

主な事務事業の推進に際しては、大震災の影響により実施時期の変更などが余儀なくされた取り組みもありましたが、被災地の市町村協などへの支援を地域福祉推進の観点から組織的・継続的に推進するため、「東日本大震災に伴う支援活動の実施」を追加変更し実施しました。

### ①市町村協への支援

地域における住民同士の支え合いの仕組みづくりとして、指定福祉教育推進事業をとおして、福祉教育を切り口とした小地域福祉活動の実践をしている指定2町村協（大震災により1町村協は被害を受けたため凍結）の活性化を図るため、担当者会議への参画や運営委員会へのファシリテーター紹介の支援を行いました。また、社協地域福祉活動計画策定の支援として、大震災の影響で連絡会議や研修会はできませんでしたが、その計画を策定している市町村協には策定委員として参画するなどの支援を行いました。

市町村協協役職員を対象とした役員研修、会長・事務局長会議などの開催や全社協主催の研修会などへの職員派遣を実施するなど、人材育成の支援に努めるとともに、大震災後の福祉課題などをテーマに第7回社協フォーラムを2月に開催しました。

### ②社会的保護を必要とする支援

#### (1) 生活福祉資金貸付事業の推進

厳しい経済・雇用情勢の低迷に加えて大震災により、低所得者などの生活課題はさらに深刻化していることを踏まえ、市町村協などと連携しながらセーフティネット貸付として、借入者のニーズに応じた生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付や生活復興支援資金貸付などを実施し、自立・復興支援に努めました。また、債務管理を適正に行い償還への取り組みを行いました。

#### (2) 日常生活自立支援事業の充実

高齢者や障害者の方々々が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市町村協はじめ、行政や権利擁護機関、地域包括支援センターなどの協力的体制のもと、福祉サービス利用者援助や日常的な金銭サービスなどの支援に努めました。

また、この事業を一部委託している町村協が大震災で被災したため、事業復興に向けて、仮事務所の設置・運営の支援とともに、被災住民の利用相談業務も実施しました。

事業推進の効果的な実施と、より地域に密着した地域住民への直接的なサービス提供の体制整備を図るための基幹型社協への事業委託の推進については、委託に向けて協議していた社協が大震災により大きな被害を受けたため、具体的な進展は見られず、継続協議となっています。

#### (3) 制度に馴染まない方々への支援

社会福祉制度や仕組みに馴染まない方々のニーズに対応するため、市町村相談

支援事業、障害児療育支援事業や自立支援協議会などをおとして、自立生活への移行支援や地域における孤立を防ぐ取り組みなどの支援や検討を行っています。

障害者就業・生活支援センター事業では、雇用・医療・教育・行政・福祉機関とのネットワークを構築し、就業支援や職場定着支援などを実施しました。

また、宮城県発達障害復興拠点事業では、発達障害児・者のニーズ調査のほか、被災地における障害福祉サービスの基盤整備をするための導入研修を実施しました。

### ③災害ボランティアセンターの体制整備

大震災に伴い県災害ボランティアセンターを設置し、県内市町村協、全国プロック社協やNPOなどの関係団体と連携して被災地の市町災害（復興）ボランティアセンターの支援活動を優先したため、県災害及び市町村災害ボランティアセンターの設置運営訓練は実施できませんでした。

しかし、災害ボランティアシンポジウムについては、2月に大震災を教訓とした「復旧から復興に向けたボランティア活動の今後」をテーマに開催しました。

### ④福祉人材の確保に向けた取り組み

福祉・介護の人材確保と定着促進を図るため、宮城県福祉人材センターの機能である無料職業紹介事業を中心に施設・事業所などへの求人情報の提供、福祉の職場説明会、研修会などを実施し就労斡旋に努めるとともに、国の時限的な予算措置である介護福祉士等修学資金貸付事

業をはじめ、福祉・介護人材マッチング支援事業、職場体験事業、複数事業所連携事業を実施しました。

### ⑤権利擁護の推進

福祉サービスを利用する方々が、提供されるサービスを客観的に判断できるように介護サービス情報の公表調査事業や福祉サービス第三者評価事業を実施し情報の公表に努めました。

また、福祉サービス利用に関する運営適正化委員会では、福祉サービスの質の向上を図るため、利用者からの苦情の適切な解決に努めるとともに、事業所などに苦情解決ポスター及びパンフレット配布や研修会を開催し、広報・啓発活動を行いました。

### ⑥広報活動

県民や福祉諸団体に対し、広報紙「福祉みやぎ」や「いきいきライフみやぎ」などで社会福祉関係などの情報を広く発信するとともに、各種事業関係についてはリーフレットやポスターの配布などにより広報に努めました。

また、大震災後の被災地における復旧・復興に向けた取り組みなどについては、ホームページでの紹介をはじめ、「みやぎ復興つうしん」や「記録誌（復興）明日への絆」の発行などタイムリーに情報を発信しました。

### ⑦県社協中長期経営プランの具現化

#### (1) 組織再編

大震災の影響により、

